

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年1月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300253 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300040 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間及び平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月までの標準報酬月額については、16 万円を 19 万円、平成 18 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、16 万円を 17 万円とする。

平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで及び平成 18 年 9 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

請求期間①及び②について、会社が正しい算定基礎届を出してくれず、標準報酬月額の記録が実際に支給された給与額に比べて低い額となっている。請求期間の給料支払明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額となるように訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

オンライン記録によると、請求者の A 社における請求期間①及び②の標準報酬月額は 16 万円と記録されているところ、請求者が提出した給料支払明細書によると、標準報酬月額の算定の基礎となる期間の報酬月額（給与支給総額）に見合う標準報酬月額は、請求期間①が 19 万円、請求期間②が 17 万円であることが確認できる。

一方、前述の給料支払明細書によると、事業主により請求者の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、請求期間①及び②ともにオンライン記録の標準報酬月額 16 万円を上回っていないことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間①及び②については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 16 万円を上回

っていることから、請求期間①の標準報酬月額を 19 万円に、請求期間②の標準報酬月額を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、前述の給料支払明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。